

令和7年度 整備管理者 選任後研修のご案内

本研修は、自動車運送事業者が選任した整備管理者に受講が義務づけられている研修です。

※関係法令:旅客自動車運送事業運輸規則第46条又は貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4

1. 研修日程 (※ 日程が変更となる場合があります。)

回	開催日	研修時間 * 受付:30分前~	申込受付期間	研修会場
1	令和7年 7月10日 (木)	9:30 ~ 12:00	6月9日 ~ 6月 20日	秋田県森林学習交流館 プラザクリプトン(大会議室) 秋田市河辺戸島字上祭沢38番地の4 TEL:018-882-4811 ※ プラザクリプトンの駐車場が満車の際は、向い側の県立中央公園の駐車場をご利用ください。
2	令和7年 8月21日 (木)	9:30 ~ 12:00	7月21日 ~ 7月31日	
3		13:30 ~ 16:00		
4	令和7年 9月22日 (月)	9:30 ~ 12:00	8月25日 ~ 9月 5日	
5		13:30 ~ 16:00		
6	令和7年10月23日 (木)	9:30 ~ 12:00	9月22日 ~ 10月3日	
7	令和8年 1月 29日 (木)	9:30 ~ 12:00	12月22日 ~ 1月9日	

2. 持参頂くもの

- ・本人確認が出来るもの(運転免許証等) * 受付時に提示して頂きます。
- ・筆記用具
- ・「整備管理者手帳」(お持ちの方のみ)
- ・研修資料 (事前に印刷し、当日お持ち下さい※以下のURLからダウンロードして下さい)

https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/at/forms/maint/r6.11_sk-sennin.go.pdf

3. 受講申込

本年度に対象となる方は、別紙「令和7年度整備管理者選任後研修受講申込書」に必要事項を記入のうえ、各回の申込受付期間内にメール又はFAXでお申込み下さい。

【 メールアドレス: tht-akita-hoan@ki.mlit.go.jp FAX: 018-864-0250 】

※ 今年度においては、原則として「旅客自動車運送事業者」の整備管理者を対象としておりますが、貨物自動車運送事業者で選任されており、昨年度受講出来なかった方に限り受講可能です。

なお、申込者が定員を超えた場合は、調整させて頂くこととなりますのでご了承願います。

※ 整備管理者以外の方の受講申込が見受けられます。自動車運送事業者が整備管理者として選任し届出している方以外は受講できませんので、申込まれることのないようお願いいたします。

(整備管理者補助者等への指導教育は、整備管理者が実施することとなっています。)

※ 折り返しのご連絡等は差し上げておりません。誤送信にご注意下さい。

各回ごとの申込受付期間を厳守願います。

申込受付期間外(開始前及び終了後)の申込みは無効とさせていただきますのでご注意願います。

※ また、研修当日、申込をせずに会場に来られる方が見受けられます。その場合は、別の開催日の申込期間に受講の申込みをしていただくこととなります。

※ バス協会、ハイヤー協会、トラック協会の会員事業者は各協会の窓口へお問い合わせください。

注意事項

- ① 研修資料は必ず事前に印刷し、当日お持ち下さい。
- ② 申込みが集中し、会場の定員が一杯になった際は締切より前に申込を終了する場合があります。
- ③ 体調のすぐれない方は受講を見合わせてください。(発熱、咳などの症状がある場合は受講をお断りする場合があります。)
- ④ 研修会場までは、気象条件等により予想以上に時間がかかる事もありますので、十分な余裕を持っておいで下さい。